

文部科学省

Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology

文部科学省参考資料

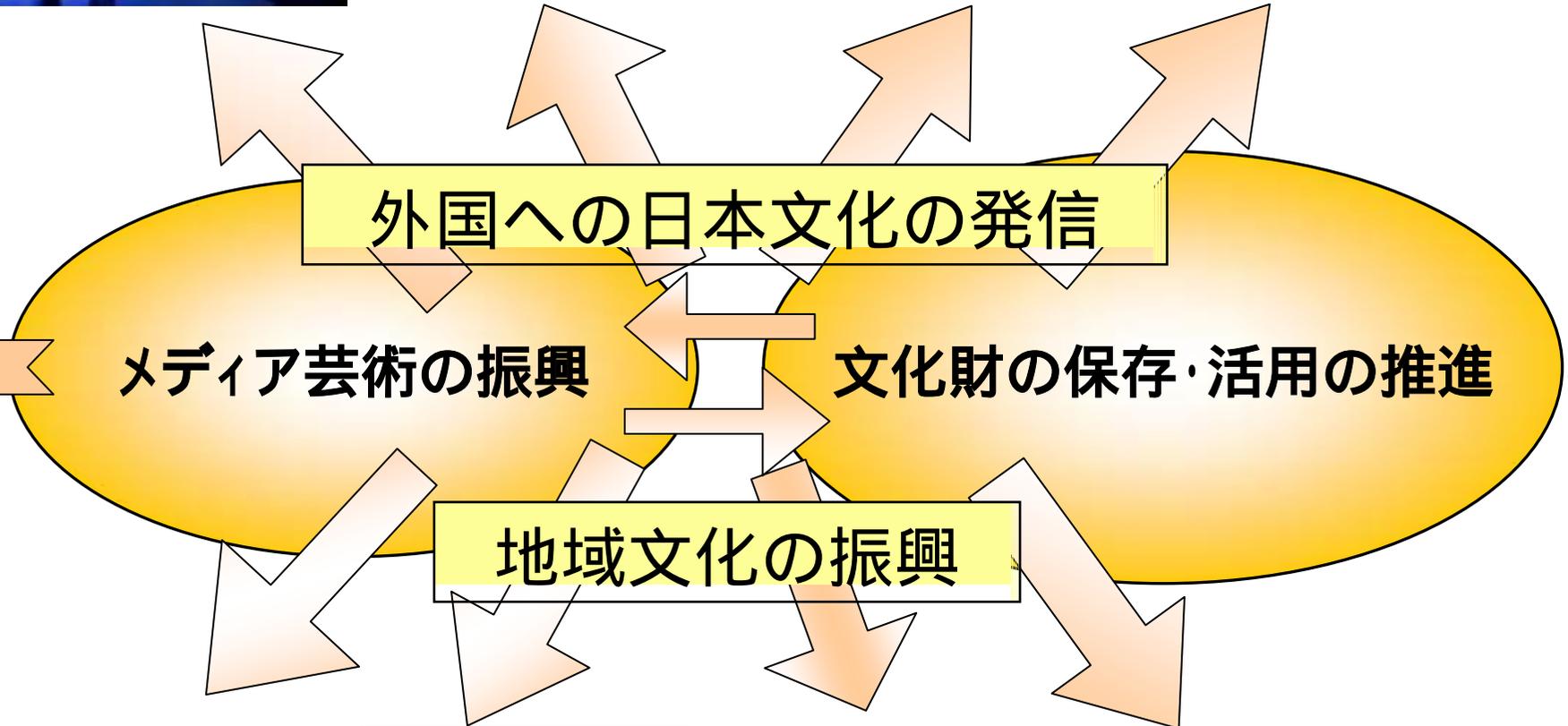
平成18年11月30日(木)

文部科学省

文化を重視した国土形成計画



新たな文化
芸術の創造
発信



「日本映画・映像」振興プラン

多くの人々に支持され親しまれている総合芸術であり、かつ海外への日本文化発信の有効な媒体である映画・映像について、5つの柱に基づき振興を進める。また、特に日本の新しい強みであるメディア芸術について、我が国を創造と発信の国際拠点とすべく、総合プログラムを実施する。

自律的な創造サイクルの確立

映画フィルムの保存・継承

人材の育成と社会的認知の向上

魅力ある日本映画・映像の創造

映画製作への支援
映画撮影・編集の高度化
映画・映像等の顕彰

日本映画・映像の流通の促進

海外映画祭への出品等支援
国内上映・映画祭の支援
アジアにおける日本映画特集上映事業
「日本映画情報システム」の整備

メディア芸術振興総合プログラム

メディア芸術の総合的発信
創造的人材の育成
推進拠点とネットワークの形成

映画・映像人材の育成と普及等

短編映画作品支援による若手映画作家の育成
映画関係団体等の人材育成事業の支援
子どもへの日本映画の普及

我が国の映画・映像フィルムの保存・継承

フィルムセンター機能充実経費

我が国の存在感を高めるメディア芸術の振興と日本文化の理解の促進

国際文化交流の推進

日本の魅力ある文化を積極的に海外展開するとともに、内外の文化芸術活動を振興

国際文化フォーラム

内外の著名な文化人・芸術家が、世界に向け、日本文化を発信する事業。「関西元気文化圏」の中心事業として平成15年度から実施。平成18年度からは「九州・沖縄から文化力プロジェクト」の中心事業としても実施。



第4回国際文化フォーラム
(H18.10.21 於：京都国際会館)

文化庁文化交流使の派遣等

芸術家、文化人等、文化に携わる者を、一定期間「文化交流使」に指名し、世界の人々の日本文化への理解の深化や、日本と外国の文化人のネットワークの形成・強化につながる活動を展開。



文化庁文化交流使の活動（神山山陽氏）

国際交流年への対応

「国際交流年」の機会を活用して伝統文化から現代文化まで幅広い分野で交流事業を実施・支援。

2005年：「日韓友情年」「日・E U市民交流年」2006年：「日豪交流年」「中東との集中的文化交流事業」

2007年：「日中文化・スポーツ交流年」「日印交流年」「日タイ修好120周年」

2008年：「日インドネシア国樹立50周年」「日伯交流年」

日本文化の海外への総合発信

インターネット等により国際文化交流事業を英語でPRしたり、日本文化の芸術団体等の活動を紹介する予定。



日韓民俗芸能交流公演（日韓友情年2005）

高校生国際文化交流事業

同様の分野の文化芸術に携わる高校生が一堂に介し、お互いの文化芸術を披露し、特徴等を説明しあうとともに、共同公演や共同創作を試みるワークショップをアジアで実施。

国際文化交流の推進

優れた芸術の国際交流

二国間における芸術交流や海外とのオペラ等の共同制作、世界で開催される有名なフェスティバル等への参加等を通じて、日本の優れた舞台芸術等を発信する。

海外映画祭への出品等支援

海外映画祭において、優れた日本映画を世界に向けて紹介するため、海外映画祭や映画見本市に参加する日本映画・日本映画製作者に対し、外国語字幕の制作や、製作者の渡航費、宿泊費、さらに宣伝素材の制作等にかかる経費を支援する。

アジアにおける日本映画特集上映事業

アジア圏において日本映画を特集上映することにより、様々な日本の姿を映し出し、これによりアジア圏の人々に対して日本文化の多様性に触れる機会を提供し、日本文化への興味や親しみを抱かせるなどして、映像を介した文化交流の推進を図る。

国際交流による地域文化活性化事業

青少年及び文化団体等を海外から招へい、または海外へ派遣し、相互交流を行い、多様な日本文化を発信することにより、友好と文化交流の進展に資するとともに、地域における文化活動の一層の活性化を図る。

文化財分野における国際交流・協力事業

国際社会からの要請等に基づく国際支援 文化財保護国際貢献事業

緊急に取り組むべき文化財国際協力として、専門家の派遣及び相手国の専門家の招へい等を行う事業。(平成18年度：インドネシア、ベトナム等)

アフガニスタン及びイラクへの文化財協力

アフガニスタン:日本の関係機関が連携して文化財国際協力を実施。

イラク:関係省庁と連携し、イラクから盗取された文化財が日本国内に流入しない体制を構築するなどの施策を実施。



二国間取極め等による国際協力・交流

日本美術の海外展

在外日本古美術品の修復協力のための専門家の招聘

国際民俗芸能フェスティバル

アジア諸国文化財の保存修復等協力事業

文化遺産国際協力法の成立及び文化財国際協力コンソーシアムの構築

文化遺産国際協力法が成立し、効率的・効果的な文化財国際協力を推進するため、国内の各機関間のネットワーク構築、情報の収集・提供、調査研究等を実施する **文化財国際協力コンソーシアムが構築**されたところ。



文化財国際協力コンソーシアム

武力紛争の際の文化財の保護に関する条約(ハーグ条約)等について

武力紛争の際の文化財の保護に関する条約、議定書及び第二議定書においては、各締約国に対して、武力紛争時における締約国の文化財の保護のために必要な措置を講ずることを求めており、これらの締結に向けて必要な法整備の検討を行っているところ。

文化財の保存と継承

魅力的な地域づくりの核となる、貴重な文化財を適切に保存・活用する為、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群、埋蔵文化財のうち、重要なものを指定・選定・登録等を行い、必要な補助を行っている。主な施策は以下の通り。

良好な景観の保全

重要文化的景観保護推進事業

人が自然と関わりあう中で形作られてきた棚田や里山等の文化的景観を新たな文化財として位置付け、重要文化的景観を選定するとともに、都道府県又は市町村が行う修理や管理など保存・活用のために必要な措置に対する支援を実施。



近江八幡の水郷
(重要文化的景観)

文化財の
適切な保存

良好な
国土の形成

伝統的な町並み等の保存

伝統的建造物群保存修理等事業

伝統的な集落や町並みを周囲の環境と一体的に保存し、国民が地域の歴史と文化を享受することができるよう、重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物等の保存修理等に要する経費の一部を補助。

文化財建造物保存修理等事業

広く国民が地域の歴史と文化を享受できる様に、重要文化財や登録有形文化財の保存修理等に要する経費の一部を補助。

史跡等保存整備活用等事業

世界文化遺産

「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」に基づく世界遺産一覧表への文化遺産の推薦を行い、登録後は適切に保存をしている。

また、現在候補物件の選定を行う為に、文化審議会文化財分科会の下に世界遺産特別委員会を設置。現在自治体からの提案を受け付けている。

世界遺産保護推進費

世界遺産普及活用事業

ふるさと文化再興事業

地域において守り伝えられてきた個性豊かな伝統文化の継承・発展を図り、一体的・総合的な保存・活用を進めるために伝統文化保存団体等が実施する事業への支援を行う。

民俗文化財伝承・活用等事業

重要有形民俗文化財修理・防災事業

地域に根ざした伝統文化の発展・継承

世界に誇る文化遺産の保全等

文化庁における主な地域文化振興施策について

地域における文化芸術振興の支援

舞台芸術の魅力発見事業

本格的な舞台公演を見る機会の少ない地方の人たちや、親子、団塊の世代などに鑑賞機会を提供し、新たな観客層を開拓する。

「文化芸術による創造のまち」支援事業

次世代を担う子どもたちが参加する文化活動の活性化を図るため、地域の指導者、芸術団体の育成、発信交流事業に対して支援する。

地域において企画・製作される作品の製作支援

地域の活性化に資するため、地域において企画された映画、地域を題材に制作された映画等を支援する。

地域の伝統文化や文化財の保存・活用

ふるさと文化再興事業

地域において守り伝えられてきた伝統文化の継承・発展を図り、保存・活用を推進する。

NPO等による文化財活用事業の推進

文化財保護に参加しているNPO等を対象にそれらが文化財の保存活用に関する知識を蓄積し、文化財活用事業を自立的に担えるよう支援する。

地域の文化会館・美術館・博物館の活性化

芸術拠点形成事業

地域の文化芸術拠点の形成を図るため、文化会館・劇場等が行う、自主企画・制作公演その他の事業に対する支援を実施する。

ミュージアムタウン構想の推進

美術館、博物館を核として、地域の子どもたちに本物の美術・文化財に触れる機会を提供するとともに、これらの取組を通じて、地域の文化資源を生かした魅力あるまちづくりを実現する。

公立文化施設の活性化による地域文化力の発信・交流の推進

公立文化施設の自主的かつ主体的な文化活動が行われる環境を醸成するため、地域連携型自主企画・制作事業に対する支援や地域相互の情報提供等を一体的に行う。

ボランティアの活用

文化ボランティア推進モデル事業

各地域における文化ボランティア活動の一層の環境整備を図り、文化ボランティアを推進する。(モデル事業)

地域文化の発表の場の提供

国民文化祭

アマチュアを中心とした国民一般の各種の文化活動を全国的な規模で発表する場として、開催都道府県等と共催して開催する。

文化財保護法の一部を改正する法律 (ポイント)

我が国の産業・社会構造や国民の生活・意識の変化

失われゆく郷土の文化的な景観、生活・生産の製作技術、近代の文化遺産

これらは、既存の文化財では十分捉えられず、新たな保護手法が必要

文化財保護法の一部改正

保護対象の拡大

文化的景観

(対象) 棚田、里山など、人と自然との関わりの中で作り出された景観

(保護) 国は、都道府県又は市町村の申出に基づき、特に重要なものを重要文化的景観として選定し、支援



民俗技術

(対象) 鍛冶、船大工など、生活や生産に関する用具、用品等の製作技術など地域において伝承されてきた技術

(保護) 民俗文化財として保護
国や地方による指定、支援



保護手法の多様化

登録制度の拡充

(目的) 届出制と指導・助言・勧告を基本とする緩やかな保護措置を講じ、文化財の所有者の自主的な保護を図る登録制度を、建造物に加え、他の有形の文化財に拡大

(対象) 開発等により保護の必要性が高まっている近代の文化財等

国、地方、文化財の所有者が連携・協力し、歴史的価値を有する郷土の景観や近代の文化財を保護